

8. 振込にて支払を希望される場合（※振込手数料は、申込者負担となります。）

お振込にて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。
（上記申込期限までにお願ひします）

振込み金融機関一覧

口座名 一般社団法人 沖縄県労働基準協会

琉球銀行 本店 (普) No.922287
 沖縄銀行 本店 (普) No.2206632
 沖縄海邦銀行 本店 (普) No.782-875
 郵便局 17080-12738811
 沖縄県農業協同組合本店 (普) 4951

9. その他、注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、修了試験の受験も出来ないのをご注意ください。
- ・一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承下さい。
- ・実技には、作業に適した服装（作業服、保護帽、安全靴）等で臨んで下さい。
- ・実技の際に手袋を使用しますので、手袋を持参して下さい。
- ・講習中は、携帯電話の電源をOFFにするかマナーモードに切り替えて下さい。
- ・雨天の場合でも実技講習は実施しますので、雨天の際は雨ガッパを必ずご準備ください。
- ・車は指定された場所へ駐車して下さい。
- ・学科・実技とも計算機を使用しますので持参してください。

玉掛け技能講習日程表

学 科

4月 20日 (水)	8:30 ~ 8:50	8:50 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩 10	10:10 ~ 11:40	昼食 60	12:40 ~ 14:10	休憩 10	14:20 ~ 15:20	休憩 10	15:30 ~ 16:30	10	
	20	10	60	10	90	60	90	10	60	10	60	10	
	受付	開講式	クレーン等に関する知識 (1時間)	休憩	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 (3時間)			休憩	クレーン等の玉掛けの方法 (7時間)			事務連絡	
	講師：平良 隆						講師：平良 敏夫						
21日 (木)	8:40 ~ 9:00	9:00 ~ 10:30	休憩 10	10:40 ~ 12:10	昼食 60	13:10 ~ 14:10	休憩 5	14:15 ~ 15:15	休憩 5	15:20 ~ 16:20	休憩 10	16:30 ~ 17:30	60
	20	90	10	90	60	60	5	60	5	60	10	60	60
	受付	※前日の続き クレーン等の玉掛けの方法 (7時間)						休憩	関係法令 (1時間)	休憩	学科修了試験 (1時間)		
	講師：平良 敏夫											基準協会	

実 技

	8:10 ~ 8:30	8:30 ~ 12:00	12:00~13:00 (60)	13:00 ~ 16:30	16:30 ~ 18:30
	20	210	昼食	210	120
22日 (金) 23日 (土)	受付	クレーン等の玉掛け (6時間) クレーン等の運転のための合図 (1時間)			実技修了試験 (2時間)
	講師：福里 治・塩川 昇				

玉掛け技能講習

講習科目の一部免除該当者及び科目

<p style="text-align: center;">証明する コピーの 提出 →</p>	講習科目一部免除該当者	科目及び時間
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">※証明は代表者印のこと(会社印不可)</p> <p style="text-align: center;">申込書の裏面に事業主の証明</p> <p style="text-align: center;">→</p>	<p>1</p> <p>◎クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士等の免許所持者。</p> <p>◎床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習修了者。</p> <p>(当該資格を証明する写しを添付すること。)</p>	<p>【学科】「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」</p> <p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>
	<p>2</p> <p>◎安全衛生施行令第20条第6号等又は安衛則36条の6条もしくは15から17条の業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山においてクレーン等の運転の業務に1か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>
	<p>3</p> <p>◎クレーン、移動式クレーン、デリック、又は揚貨装置で吊り上げ荷重又は制限荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【学科】「クレーン等の玉掛けの方法」の一般的作業方法(1時間)</p> <p>【実技】「クレーン等の玉掛け」の基本作業(2時間)</p>
	<p>4</p> <p>◎吊り上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>

◎安全衛生施行令第20条第6号

つり上げ荷重が五トン以上のクレーン(跨(こ)線テルハを除く。)の運転の業務

◎安衛則36条の6条もしくは15から17条

6条 制限荷重五トン未満の揚貨装置の運転の業務

15条 次に掲げるクレーン(移動式クレーン(令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)の運転の業務

イ つり上げ荷重が五トン未満のクレーン

ロ つり上げ荷重が五トン以上の跨(こ)線テルハ

16条 つり上げ荷重が一トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

17条 つり上げ荷重が五トン未満のデリックの運転の業務

◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山

この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。

